

補助対象とする作物の振興品目

・土地利用型作物

水稲、麦、大豆、特産作物（そば、ハトムギ、葉たばこ）、子実用とうもろこし、その他地域特産物、その他知事が認める振興品目

・野菜

ながいも、トマト、キャベツ、きゅうり、ねぎ、ばれいしょ、ピーマン、レタス、だいこん、にんじん、えだまめ、ごぼう、さやいんげん、しゅんぎく、すいか、そらまめ、にんにく、ブロッコリー、はくさい、かぼちゃ、メロン、さやえんどう、ほうれんそう、こかぶ、ミニトマト、いちご、アスパラガス、たまねぎ、その他知事が認める振興品目

・花き

キク、バラ、トルコギキョウ、デルフィニウム、アルストロメリア、グラジオラス、ヒマワリ、リンドウ、その他知事が認める振興品目

・果樹

りんご、ぶどう、おうとう、もも、西洋なし、その他知事が認める振興品目

## 生産支援事業における補助対象機械及び資材

対象作物	補助対象機械及び資材
土地利用型作物	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入に係る対象機械</p> <p>(1)水稲 水稲直播機、レーザー式均平作業機、栽培管理ビークル、無人ヘリコプター、田植機、コンバイン、トラクター、トラクターアタッチメント（耕うん整地等）、乾燥調製機械・設備、その他稲作経営の効率化・合理化に必要な機械・設備</p> <p>(2)水稲を除く土地利用型作物 トラクター、トラクターアタッチメント（耕うん整地、播種、中耕培土等）、播種機、管理機、防除機、普通型コンバイン、専用乾燥機等の機械化一貫体系に必要な機械、トレンチャー、補助暗きょ用籾殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械、その他水稲を除く土地利用型作物の収益力の強化に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等 簡易な補助暗きょ又は明きょ等の作業労賃、その他土地利用型作物の収益力の強化に必要な資材等</p>
野菜・花き	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入に係る対象機械 トラクター、トラクターアタッチメント（耕うん整地、播種、中耕培土等）、トレンチャー、マルチャー、施肥機、播種機、定植機、植付機、管理機、防除機、収穫機、乾燥機、調製・選別機（脱莢機、選別機、定量袋詰め機、皮むき機、根葉切り機、結束機、下葉掻き機、選花機、フラワーバインダー等）、予冷库等の品質保持に必要な設備、かん水設備、保温・暖房機等の周年栽培に必要な機械、補助暗きょ用籾殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー、ブロードキャスターの土壌改良に必要な機械、熱水等土壌消毒機、環境制御設備、養液栽培設備等の単収向上に必要な機械、その他野菜・花きの収益力の強化に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等 パイプハウス（栽培用、育苗用）資材、収穫期を調整する栽培資材（支柱、被覆資材等）、簡易な補助暗きょ又は明きょ等の作業労賃、その他野菜・花きの収益力の強化に必要な資材等</p>
果樹	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入に係る対象機械 トラクター、スピードスプレーヤー、高所作業台車、乗用草刈機、農業用管理機、トレンチャー、補助暗きょ用籾殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械等、選果機、糖度センサー、冷蔵庫、その他果樹の収益力の強化に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等 雨除けハウス・トレリス・支柱・かん水設備・果樹棚導入の際の資材費、簡易な補助暗きょ又は明きょ等の作業労賃、その他果樹の収益力の強化に必要な資材等</p>

## 生産基盤強化対策（全国的な土づくりの展開の取組）に係る助成対象経費

本事業に係る助成対象は、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱の別記2の別紙2のIの6の(4)及び別表2に記載されているもののうち、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみ対象とする。

助成対象経費	経費名	主な留意点
ア 土壌分析に必要な検体採取費用、分析費及び分析委託費	検体採取費用（旅費、役務費、備品費、消耗品費等）	・備品費は、実証において真にリース・レンタルを行うことが困難な場合に限り対象とし、取得価格は50万円未満のものに限る物とする。
	分析費	・事業を実施するために直接必要なものに限る。
	分析委託費	・事業を実施するために直接必要なものに限る。
イ 堆肥等の購入費、運搬費、保管費、及び散布費	購入費	・事業を実施するために直接必要なものに限る。
	運搬費	・事業を実施するために直接必要なものに限る。
	保管費（保管場所の借上費を含む）	・事業を実施するために直接必要なものに限る。
	散布費（散布機械のリース・レンタル費、雇用労賃、作業委託費、機械燃料代等）	・事業を実施するために直接必要なものに限る。
ウ 堆肥等の実証的な活用に必要な調査及び指導経費	旅費、役務費、備品費、消耗品費、資料印刷費、会議費等	・事業を実施するために直接必要なものに限る。